株主各位

東京都品川区東品川二丁目5番8号 住友ベークライト株式会社 代表取締役社長 藤原 一彦

中間配当金に関するお知らせ

当社取締役会において、第 128 期(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の中間配当金について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社定款第31条第2項の規定に基づき、2018年9月30日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- 1. 中間配当金 1株につき 7.5円
- 2. 効力発生日(支払開始日) 2018年12月3日(月)

以上

※2018 年 10 月 1 日付で、5 株を 1 株とする株式併合を行いましたが、上記の中間配当金につきましては、基準日が 2018 年 9 月 30 日であるため、株式併合前の株式数をもとにお支払いいたします。

中間配当金のお支払いについて

中間配当金関係書類は、来たる 11 月 30 日に、お届出ご住所あてにお送りする予定でございます。

なお、10 月 1 日付の株式併合の結果、1 株未満の端数が生じました株主様には、その端数 に応じて端数株処分代金を中間配当金と合算してお支払いいたします。